

令和3年度第4回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 場	時 所	令和4年3月22日（火） 午後1：30～2：30 山梨県漁業協同組合連合会 水産会館
出席者	委 員	宮崎会長、古菅委員、千野委員、三浦委員、兩宮委員、古屋委員、青木委員、三井委員、湯本委員 計9名
	事 務 局	近藤事務局長（食糧花き水産課 課長）、河野書記（食糧花き水産課 課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主査）、中江書記（食糧花き水産課 主任）
	オブザーバー	水産技術センター 塩崎所長

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

諮問事項

○峡北漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

【遊漁規則の変更内容及び変更理由】

- ・遊漁料金の変更（75歳以上及び肢体不自由者遊漁料金の値上げ）

釣り人の高齢化に対応し、組合の安定的な運営を行うため料金を変更する。また肢体不自由者の遊漁料金についても併せて見直しを行う。

- ・川俣川溪流釣場の特別遊漁料及び遊漁期間の変更

川俣川溪流釣場は河川の釣り堀的事業として運営を行っていたが、平成30年に台風の影響で釣場が流失し、休業中となっている。令和4年4月末に再オープンを予定しており、釣場のエリアを一新したことから、組合の収入拡大のために、エリアごとに遊漁料の設定を行う。また同釣場におけるニジマスの遊漁期間を周年とする。

- ・遊漁料納付方法の変更（電子遊漁券の導入と販売店変更による納付場所変更）

遊漁者数の増加を目的として、遊漁者が容易に遊漁券を提供出来る機会を増やし利便性を向上させるため令和4年3月より電子遊漁券「つりチケ」の導入を行った。現行の遊漁規則ではオンライン販売について明確な記載がないため、別表「第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所」等の変更を行う。また、販売店にも変更があったため併せて納付場所の削除を行う。

- ・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

異議はない。賛成である。

(委員)

オンラインシステムは携帯から支払うのか。

(事務局)

携帯や自宅のパソコンから支払い手続きが可能である。

(委員)

75才以上の方は元気な方が多いので、値上げは理解できる。肢体不自由者がどれくらい釣りに来ているかよく分からないが、昨今では肢体不自由者に対して考慮することが多くなっているので、社会の流れに逆行するのかなという感想を持った。事務局の方針に問題はないと思うが、感想だけ申し上げる。

(会長)

他にご意見、ご質問などはないか。それでは、峡北漁業協同組合の遊漁規則を変更することについて、事務局案に異存なしという答申を出すということによろしいか。

(各委員)

異議なし。

- 「峡北漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の変更」については「異存なし」として答申することが決定された。

○小菅村漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

【遊漁規則の変更内容及び変更理由】

- ・小菅村村営第一釣場の特別遊漁料金及び遊漁期間の変更

河川の釣堀的事業で実施している小菅村村営第一釣場は、近年の飼料代等の高騰による魚代の値上げや諸経費の増加により経営状況が改善しない。今回、料金の改定による利益の確保と、遊漁期間の見直しにより安定経営を目指すと共により良いサービスの向上を目指す。

- ・遊漁料納付方法の変更（電子遊漁券の導入と販売店変更による納付場所変更）

遊漁者数の増加を目的として、電子遊漁券「つりチケ」による遊漁券の販売システム

を導入するため、遊漁料納付方法の変更を行う。また、販売店にも変更があったため、併せて納付場所の削除と追加を行う。

- ・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

表が分かりづらいが、餌釣りとは疑似餌釣りは釣った魚を持ち帰ってよいのか。

(事務局)

疑似餌釣りと餌釣りについては持ち帰りができる。キャッチアンドリリースはその場で釣った後は放流し、持ち帰りはできない。

(委員)

中学生料金設定を無くすということは、大人が中学生を1人連れて行くと2人で4万円かかってしまうのか。

(事務局)

利用実態がほとんどないということで、今回中学生以下の料金設定を無くすということを知っている。子供を連れて行く場合は、釣り竿の本数などである程度現場でも対応してくれるのではないかと思います。

(委員)

年券はその期間であれば、何回でも釣りをできるので決して高い料金ではないと思う。中学生は実際使用する人がいないということなので、削除したいとのことである。釣りたいという子供がいれば現場でそれなりに対応が可能だと思う。

(事務局)

年券を持っている親が子供とキャッチアンドリリース釣りをする場合は、子供のみ一日券を買って対応してもらえれば割高感はなくなると思う。子供のキャッチアンドリリースは針を外したり等が技術的に難しく、結局利用実態がないということを受けての廃止と聞いている。

(会長)

他にご意見、ご質問などはないか。それでは、小菅村漁業協同組合の遊漁規則を変更することについて、事務局案に異存なしという答申を出すということによろしいか。

(各委員)

異議なし。

- 「小菅村漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則の変更」については「異存なし」として答申することが決定された。

○山中湖村漁業協同組合内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

【遊漁規則の変更内容及び変更理由】

- ・遊漁料納付方法の変更（電子遊漁券の導入と販売店変更による納付場所変更）

遊漁者数の増加を目的として、電子遊漁券「フィッシュパス」による遊漁券の販売システムを導入するため、遊漁料納付方法の変更を行う。また、販売店にも変更があったため、併せて納付場所の削除と追加を行う。

・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

前の2件と同様の理由の変更なので問題ないかと思う。

(会長)

他にご意見、ご質問などはないか。それでは、山中湖漁業協同組合の遊漁規則を変更することについて、事務局案に異存なしという答申を出すということによろしいか。

(各委員)

異議なし。

●「山中湖漁業協同組合内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則の変更」については「異存なし」として答申することが決定された。

○琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示について

・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。

【協議の内容（事務局案）】

琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示については、今後も完全駆除に向けた効率的な駆除及び密放流防止対策を講じる必要があることから、引き続き継続することとし、その期間は1年間とする。

・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

琴川ダムに再び放流してはならないとあるが、琴川ダムでなければ良いのか。直接確認した訳ではないが、下流の水域でコクチバスを釣ったという釣り人からの声も聞いている。

(事務局)

コクチバスについては外来生物法と委員会指示で持ち出しや再放流は禁止されているので他の水域においても放流・再放流はできない。流出の情報については県でも確認しておきたいと思う。

(委員)

コクチバスは一旦広がってしまうと漁業対象種に大きな被害を及ぼす恐れのある魚なので完全撲滅するまではこの指示は必要だと思う。

(会長)

他にご意見、ご質問などはないか。それでは、「琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示について」は、事務局案で委員会指示を出すということによろしいか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

それでは、指示の公布などについては、事務局の方でお願いしたい。

- 「琴川ダム貯水池におけるコクチバスを目的とした釣りを禁止する委員会指示」については事務局案で指示を行うことが決定された。

○漁業協同組合における令和3年度の増殖実績について

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。
- ・漁業法第169条では、「知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる」と規定されている。
- ・本県では、平成25年度の漁業権免許更新時から、山梨県漁場管理委員会で目標増殖量等の基準を通知してきた。
- ・また、平成26年度以降、漁業協同組合の増殖実績を内水面漁場管理委員会に報告していくこととしているため、令和3年度の増殖実績について報告を行う。

- ・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

基準の2つのうちどちらかについては、1漁協を除いては全漁協がクリアしているということでしょうか。

(事務局)

全魚種を合計した額ではどちらかは満たしているという状況になっている。

(委員)

基準を満たせなかった漁協はワカサギの種苗が入らなかったということが原因ということでしょうか。

(事務局)

注文量は増殖額を満たすような額を注文していたが、仕入れ先の湖の不漁で入荷が少なかったと聞いている。

(委員)

来年度はこういうことにならないようにご指導いただければと思う。

(事務局)

承知した。

(委員)

今年ワカサギの放流が十分ではなかったということは、来年以降の漁獲に影響が出るのではないかと。

(事務局)

当該漁協は自家採卵による増殖にも力を入れている。また河川へも産卵遡上し、相当量が再生産している。自家採卵や再生産がうまくいっているということを考えると資源量としては大きな問題にはならないかと思う。

(委員)

種苗は危険分散というか、いくつかのところに頼んでおけば、今回のようなことにならないのではないかと思う。

(事務局)

漁協側も危険分散として複数の仕入れ先から注文し、また自家採卵による増殖分も調整しながら放流量が減らないように放流計画を立てていると思う。

(会長)

他にご意見、ご質問等ないか。

(各委員)

意見なし。

○オオクチバス漁業に係る令和3年度の増殖実績について

- ・事務局が資料に基づき説明を行った。概要は以下のとおり。
- ・平成25年度の漁業権免許の切替にあたり、県が策定した漁場計画（漁業権免許の内容等）に対して、山梨県漁場管理委員会はオオクチバス漁業について答申した。これを受けて、県はオオクチバス漁業の免許を受ける山中湖、河口湖、西湖の漁業協同組合に対して、免許申請の際に「オオクチバスに係る増殖及び管理等の計画」を提出させることにより、漁協にオオクチバスに頼らない漁場管理を進める意思があるかどうか確認した上で免許を行った。
- ・3湖の漁業協同組合は平成26年度以降、毎年、この計画に基づく取組みの実績報告を行うとともに、県は内水面漁場管理委員会でこれを報告していくこととし、令和3年度についても各漁協からの実績報告が提出されたので報告を行う。

- ・説明終了後、次のとおり質疑応答が行われた。

(委員)

オオクチバス漁業権が認められている県は非常に少なく、「山梨県は何をやっているんだ」とお叱りを受けることもある。山梨県は観光に依存しているところが多く、バス釣りも観光として来ておりそれで生計をたてている人もいるので、簡単にやめるという訳にはいかない。

夏場にオオクチバスに代わる魚種がいれば採算がとれるが、水産技術センターでも検討しているが難しい。日本の魚ではあまりいない、外国の魚を持ってくるわけにはいかない。山梨県の立場とそうでない県の立場があり難しいところがあるが、他の県では何をやっているのかという感じを強く受ける。ワカサギ、ヒメマスで頑張ってもらいたい。

(委員)

河口湖でのブラックバスの導入とワカサギの増殖は矛盾している。難しいとは言いながらも外来生物法に引っかかるものはだんだん減らしていく方向が必要なのではない

か。

希少種についてレッドデータブックが出ているが、今後、ブルーデータブックとして外来種の分布状況情報の印刷物を出そうかと考えている。現実をきちんと皆さんに分かってもらわなくてはいけないと思っている。外来種とそれが入る影響ということをもう少し真剣に考える必要があるのではないか。

(委員)

10年前にすごく議論になったと聞いている。あと1年しかない。また同じ議論になる。やめさせるなら補償するなどしない限りは難しいと思う。「この10年やってきてこれでした、またできないので10年頑張るので免許してください」ということだと20年になってしまう。それこそ、県外の人から「どうしたの」と言われてしまう。

経済的なこともあると思うが、あと1年しかないので本腰を入れて考えていかななくてはいけない。この10年でどう変わってどう努力したのか。ワカサギは良いと思うが、他にも何か前向きに取り組む必要がある。

漁協の方達の話も聞きながら前向きに取り組む、10年たってこれというものが出せるように努力するべきではないか。

(事務局)

委員の皆様のおっしゃる通りである。県としてもこの10年何もしていなかったということではなく、魚種の検討などを行っていたが、オオクチバスに代わる魚種がないのが実情である。西湖漁協は増殖については放流してきたものを産卵床造成のみに変えたなどの尽力をいただいている。

漁協ばかりでなく、それに関係する業種の皆様が大部分多くいる。そういう方々の意見を踏まえつつ、この1年は特別なてこ入れをしながら何とかやっていかなければいけないことを痛感している。それについて皆様方のご意見をいただきながらやっていきたいので引き続きご指導をお願いしたい。

(会長)

他にご意見、ご質問等ないか。

(各委員)

意見・質問等なし。

5. その他

- 前回委員からの呼びかけがあった、本栖湖におけるレイクトラウト等の情報提供について、オブザーバーである水産技術センターからの報告があった。

(オブザーバー)

本栖湖の組合長には連絡をとり、話をさせていただいた。最近は疑わしい魚の情報は無い。「疑わしい魚がとれたら写真を水産技術センターに送ってください」という話をしてある。

釣り人の方は漁協の方に情報を入れていただくとともに、写真を水産技術センターに送ってもらえればすぐに判断をさせていただきたいと思う。頭部をみれば(レイクトラウトかどうか)判別ができるのでそのあたりが鮮明に分かる写真を送っていただければと思う。

(会長)

この件について各委員からご意見、ご質問等ないか。

(各委員)

意見・質問等なし。

(会長)

最後に各委員からご意見、ご質問等ないか。

(各委員)

意見・質問等なし。

6. 閉会